



COVID-19 関連法令 (八)

会計方針の変更により増加した2018年度未処分利益の分配に係る控除条件の緩和

財政部が2020年1月15日付台財税字第10800614920号通達を公布したことにより、営利事業者が2018年度より会計準則バージョンの変更又は新公報の適用による会計方針の変更を遡及調整することにより生じた当年度期首利益剰余金の増加純額又は減少純額の当該年度未処分利益計算への算入が必要になりました。増加した2018年度の未処分利益(以下「増加額」)について、事後の解釈通達の公布及び認識時点の差異により、利益が生じた翌年度(即ち2019年度)の株主総会での分配決議に間に合わない場合、今年の申告時に5%の未処分利益課税が生じる可能性があります。

新型コロナウイルス(COVID-19)による産業への影響を軽減するため、財政部は5月4日に当該未処分利益課税に係る問題について解釈通達(台財税字第10904558730号)を公布しました。この解釈通達により、**営利事業者は2018年度より会計準則バージョンの変更又は新公報の適用により増加した未処分利益について、嚴重特殊伝染性肺炎予防治療及び救済振興特別条例の施行期間(2020年1月15日から2021年6月30日)において株主に分配する場合、2018年度未処分利益の控除項目に算入することが出来るようになりました。その適用について下表に示します。**

KPMG Observations KPMGの見解

営利事業者は今年、2018年度未処分利益課税の申告に際して、会計準則バージョンの変更又は新公報の適用により増加した未処分利益について、2019年度の分配に間に合わない場合でも、申告前に分配することが出来れば、課税は免除されます。当該申告期限はCOVID-19の影響により、2020年6月30日まで延長されます。申告前に分配出来ない場合でも、2021年6月30日までに分配することが出来れば、修正申告により過大納付税額の還付を受けることができます。このほか、企業は産業創新条例第23条の3の規定により、未処分利益による実質投資を行った場合の税額控除措置を受けることが可能です。

作者

パートナー 陳志愷
副総経理 施淑惠

従来の控除規定

「増加額」は2019年度株主総会において分配を決議しなければならない

財政部解釈通達により緩和された控除規定

「増加額」を2020年1月15日から2021年6月30日に分配する場合、以下を控除することが出来る。

- 2018年度未処分利益課税の申告前の分配: 申告時に控除項目に計上し、課税は免除される。
- 2018年度未処分利益課税の申告後の分配: 過大納付となった税額の還付を受けるために、控除項目に含めて修正申告をする。

KPMG Taiwan Network

台北事務所

日本業務組連絡先
日本語対応可能

台北市信義路5段7号68F

T : +886 2 8101 6666 (代表)

F : +886 2 8101 6667

新竹事務所

新竹市科学工業園区展業一路11号

T : +886 3 579 9955

F : +886 3 563 2277

台南事務所

台南市中区700民生路2段279号16F

T : +886 6 211 9988

F : +886 6 6229 3326

台中事務所

台中市西屯区40758文心路二段
201号7F

T : +886 4 2415 9168

F : +886 4 2259 0196

高雄事務所

高雄市前金区中正四路211号12F
の6

T : +886 7 213 0888

F : +886 7 271 3721

Contact us

パートナー

李 宗霖

パートナー

T +886 (2) 8758 9946 内線番号 : 02337

E johnnylee@kpmg.com.tw

林 琇宜

パートナー

T +886 (2) 8758 9688 内線番号 : 02587

E slin1@kpmg.com.tw

陳 彦富

パートナー

T +886 (2) 8758 9995 内線番号 : 02909

E byronchen@kpmg.com.tw

友野 浩司

パートナー

T +886 (2) 8758 9794 内線番号 : 06195

E kojitomono@kpmg.com.tw

記帳部門 (記帳代行、個人所得税、給与計算等)

蔡 文惠

パートナー

T +886 (2) 8758 9992 内線番号 : 00584

E eileentsai@kpmg.com.tw

登記部門 (会社設立、ビザ取得等)

李 美儀

シニアマネジャー

T +886 (2) 8758 9780 内線番号 : 02340

E migilee@kpmg.com.tw

日本人顧問

横塚 正樹

T +886 (2)8758 9751 内線番号 : 16991

E masakiyokozuka@kpmg.com.tw

須磨 亮介

T +886 (2) 8758 9926 内線番号 : 17640

E ryosukesuma@kpmg.com.tw

home.kpmg/tw/jp

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2020 KPMG, a Taiwan partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

発行責任者 : 林 琇宜 統括 / KPMG台湾